

役場で
手続きできる

マイナポイント

が始まります

① マイナンバーカードを申請しよう!

マイナンバーカードをお持ちの方は、9月からキャッシュレス決済で使える最大5000円分の**マイナポイント**がもらえます。

マイナンバーカードは、申請してから、受け取るまで約1カ月かかりますので、まだお持ちでない方は、お早めにマイナンバーカードを作ってください。

マイナンバーカードを作る、マイナポイントをもらう手続きは、スマホが便利ですが、持っている人はいない人は、役場でできます。

スマホ操作がわからないときも役場へ!



問

町民生活課

☎ 42-2633

マイナンバーカード申請方法
▼詳しくはこちら



申請は、スマホやパソコン、郵送などでできますが、スマホが便利です。

スマホを持っていない人は、役場または各支所で申請できます。(写真撮影や詳しい申請方法は、総務省ホームページまたは、役場町民生活課へ)

② マイナポイントを予約しよう!

マイナンバーカードを受け取ったら、スマホまたはパソコンから専用サイトにアクセスして、マイナンバーカードを使って予約します。

スマホの場合

スマホにマイナポイントアプリをダウンロード

① 「マイナポイントの予約(マイキーIDの発行)」

② マイナンバーカードのパスワードを入力

③ スマホでマイナンバーカードを読み取り、「発行」マイナポイント予約完了!

マイナポイントの予約・申込は、役場(本庁)、大島支所、小島支所でできます。

③ マイナポイントを申し込もう!

好きなキャッシュレス決済サービスを選んで、マイナポイントアプリから申し込みます。(キャッシュレス決済サービスのカードやスマホを準備してください)

申込が終わったら

チャージまたはお買い物で**最大5千円分のポイント**をゲット!

(2万円のチャージまたはお買い物の場合)

マイナポイント
▼詳しくはこちら



《広告》

「ゆったり穏やかに、のんびり楽しく、共に笑顔で」をモットーに生活を支え命と尊厳を守ります。



認知症対応型共同生活介護事業所

グループホーム ゆずりは

グループホームゆずりは
グループホームゆずりはの里

『老後は松前へ』(株)Milieuのグループ会社

有限会社 五十嵐水産 代表取締役 池田 哲幸 〒049-1644 松前郡松前町字静浦409番地の4 TEL.0139-44-2065 FAX.0139-44-3033